

議員発議

議案はその多くが市長から上程されますが、一定の要件を充たした上で議員から上程する議案もあり、議員が議案を提出することを発議（ほつぎ）といいます。

今議会では3つの意見書について発議があり、いずれも全会一致で可決しました。

決定された意見書は、地方自治法の規定のもと、内閣総理大臣・国会・関係行政庁などに提出されます。

【発議第9号】ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

《内容》 法律により、一定規模以上のホテルや旅館等および避難路沿道建築物等について、耐震診断の実施と平成27年末までの結果報告が義務付けられました。

診断結果による耐震化は多額の費用を要するため、今なお厳しい経営状況にある観光地の宿泊施設などにとっては大きな負担となります。

よって国に対し、必要な財政支援措置の充実と、それが確立されるまでの施行期限の延長、および耐震診断結果の公表の猶予などを求めました。

【発議第10号】「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

《内容》 地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全や豊富な自然環境を利用した再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。

しかし、これら市町村は林業の低迷や従事者の高齢化、さらに後継者不足など厳しい状況下であり、森林の荒廃による災害の脅威にさらされています。

よって国に対し、これら市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求めました。

【発議第11号】地方税財源の充実確保を求める意見書

《内容》 地方財政は厳しい状況が続いており、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠です。

よって国に対し、次の2点について求めました。

①地方交付税の増額

- ・一般財源総額の確保
- ・地方交付税の増額
- ・地方交付税の法定率引き上げ
- ・地方財政計画における歳出特別枠の維持
- ・国の政策誘導手段として地方交付税を引換条件としないこと

②地方税源の充実確保等

- ・安定的な地方税体系の構築と、税財源配分の「国：地方＝5：5」
- ・個人住民税の充実確保と、政策的税額控除の非導入
- ・固定資産税の安定的確保と、課税対象物の現行制度の堅持
- ・自動車重量税及び自動車取得税の現行制度の堅持
- ・ゴルフ場利用税の現行制度の堅持
- ・地球温暖化対策譲与税の新設など地方税財源確保の仕組みの構築